

決算

平成14年度

よみがえる敏満寺開催される
はたちの献血キャンペーン
サラリーマンの確定申告
ふるさとクロスワードパズル

12 2003年
No.676

広報



tagatown.jp

広報たが

広報たが 12月号
毎月発行 通巻第676号

発行 多賀町役場 編集 企画課 T 522-0341

滋賀県犬上郡多賀町多賀324 電話 0749-48-8122



表紙の写真

森のイルミネーションin多賀
滝の宮スポーツ公園横の雑木林で行われた大滝SKO主催の企画。イルミネーションのコンテスト作品も力作ぞろいで、冬の夜を演出しています。

掲・示・板 心のギャラリー



奥野 藍都くん (川相)

おくの あいど
平成15年4月27日生まれ

コメント★いつもとってもカワイイ笑顔で微笑んでくれます。その度に家族のみんなが声をそろえて「カワイー!!」と絶賛。最近やんちゃ(?)を覚えてきて、しぐさを見ていても楽しいです。

「フン」の後始末は、飼主の責任です!!

最近、ペットの「フン」の後始末をされないモラルのない方が見うけられます。飼主は、飼っている犬や猫が他人に迷惑をかけないように努めなければならないと、法令によって規定されています。このため、「フン」で他人の土地を汚さないようにしなければなりません。ペットの「フン」は、飼主がきちんと始末しましょう。

環境生活課

編 / 集 / 後 / 記

先日、国連の人口予測が発表されて、現在の世界人口が約63億人に対して、2300年には、約90億人になるということです▶また、そのころの日本の平均寿命も108歳とか▶今でさえ、高齢社会なのに…。300年後はどうなっているのでしょうか?定年退職は90歳ぐらいになってたりして…(笑)

kikaku@tagatown.jp (は)



多賀町 ひとの動き (平成15年11月末 現在)

人口	8,526人 (-17人)	男性	4,057人(-6)
		女性	4,469人(-11)
世帯数	2,579世帯(+4)		

多賀町町民憲章

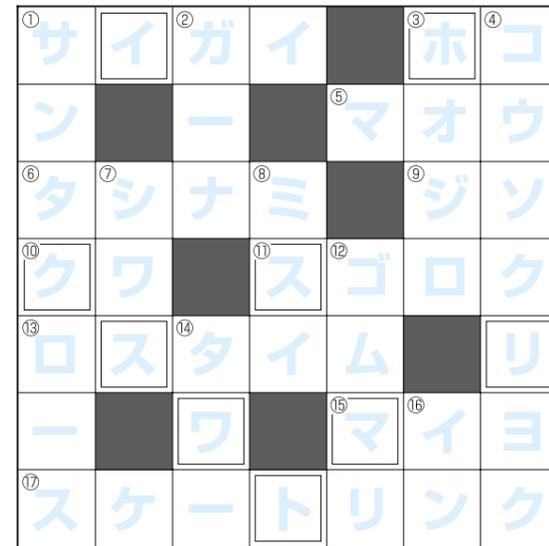
鈴鹿山系の緑と芹川・犬上川の清流に恵まれた多賀町に住むわたくしらは、日常生活の心構えとしてこの憲章を定めます。

- わたくし多賀町民は
- 一、郷土に住む喜びを感謝し、平和で明るい町をつくりたい。
 - 一、歴史と伝統を生かし、教養を深め、かおり高い文化の町をつくりたい。
 - 一、互いに励まし助けあい、心のふれあう町をつくりたい。
 - 一、清くたくましい青少年のそだつ、健全な町をつくりたい。
 - 一、働くことに喜びをもち、しあわせな家庭、豊かな町をつくりたい。
- 昭和53年11月10日制定

★多賀町ホームページでもご覧いただけます★

<http://www.tagatown.jp/>

ふるさとクロスワードパズル



もんだい■
クロスワードを解答して、二重枠の文字を並び替えてできる言葉をお答えください。

ヒント■ロマンティック
ですな…。

横のカギ

- ① 交通〇〇〇〇共済は年間500円です。ぜひご加入を!
- ③ 「〇〇先を向ける。」
- ⑤ シューベルト作の歌曲。ゲーテの詩による。
- ⑥ 芸ごとなどに関する心得。
- ⑨ 自分の罪を訴えること。
- ⑩ 田畑を耕す農具。
- ⑪ サイコロ。正月の子どもの遊び。
- ⑬ サッカーなどで選手の負傷などで中断された時間。
- ⑮ 夜々。
- ⑰ 氷の上を滑るスポーツをする場所。

縦のカギ

- ① 赤い服、白いひげ、トナカイといえは…。
- ② 首都はアクラ。主要産品は力カオ。
- ③ 温帯・熱帯の海に分存する人食いザメ、〇〇〇〇ザメ。
- ④ 自由行動を制限する効力。「法的〇〇〇〇〇〇」
- ⑦ 陰暦12月の異称。
- ⑧ まだ成し遂げないこと。
- ⑫ あんたがたごさうに合わせ遊びます。
- ⑬ 〇、周、秦、漢…。

有線 FAX 2-201-8
Eメールでもお待ちしています。
<taga@tagatown.jp>

応募方法
官製はがきで、解答と「広報たが」へのおたより(俳句・短歌・川柳・イラスト)やご意見を役場企画課までお送りください。有線FAXでも結構です。

先月号のこたえは…
キンロウカンシャ(勤労感謝)でした。

締め切りは平成16年1月10日です。正解者の中から抽選で10人の方に粗品を進呈いたします。発表は景品の発送をもってかえさせていただきます。

なお、おたよりの内容は抽選とは無関係です。



平成14年度 特別会計および企業会計決算

会計名	収入済額	支出済額
国民健康保険事業	599,724	555,597
老人保健事業	933,720	933,071
介護保険事業	427,727	422,280
土地取得事業	27,602	27,602
多賀町育英事業	2,202	2,185
びわ湖東部中核工業団地 公共緑地維持管理	3,148	2,916
多賀財産区管理会	358	141
大滝財産区管理会	1,844	707
下水道事業	654,418	514,927
水道事業	359,465	328,921
住宅団地造成事業	105,633	96,380
農業集落排水事業	65,501	65,362

歳出決算額の
内訳

20.4% 教育費
8億3千833万6千円

16.8% 民生費
6億9千30万1千円

16.2% 総務費
6億6千720万6千円

15.2% 公債費
6億2千533万2千円

10.5% 土木費
4億3千223万6千円

7.4% 衛生費
3億625万3千円

6.6% 農林水産業費
2億7千150万9千円

6.9% その他
2億8千317万2千円

議会費:6千560万3千円
商工費:5千383万6千円
消防費:1億6千136万1千円
災害復旧費:159万8千円
諸支出金:77万4千円

町民1人あたりの地方債
(町が借りたお金) 残高

平成10年度	590,000円
平成11年度	598,000円
平成12年度	623,000円
平成13年度	619,000円
平成14年度	620,000円

歳入決算額の
内訳

町税 38.4%
16億5千707万5千円

町民税 26.4%
4億3千715万7千円

固定資産税 66.8%
11億726万4千円

軽自動車税 1.1%
1千877万9千円

特別土地保有税 2.5%
4千156万9千円

町たばこ税 3.1%
5千142万1千円

鉾産税 0.1%
88万5千円

地方交付税 24.4%
10億5千418万8千円

国・県支出金 11.3%
4億8千926万3千円

町債 9.5%
4億1千110万円

繰入金・繰越金 7.3%
3億1千669万1千円

その他 9.0%
3億8千693万7千円

地方贈与税・使用料・手数料・寄付金・諸収入など

平成14年度

決

けっさん

算

決算額の推移

平成10年度	歳出 50億6千311万8千円	歳入 53億9千626万4千円
平成11年度	歳出 45億5千885万2千円	歳入 48億1千540万5千円
平成12年度	歳出 45億204万4千円	歳入 46億4千821万6千円
平成13年度	歳出 41億2千338万9千円	歳入 42億5千359万4千円
平成14年度	歳出 41億1千434万5千円	歳入 43億1千525万4千円

概要

平成14年度の一般会計決算は、歳入総額43億1千525万4千円、歳出総額41億1千434万5千円となり、対前年比は歳入については1.4%の増、歳出については0.2%の減となりました。歳入歳出差引額は2億90万9千円となり、この額から平成15年度への繰り越し事業にあてるべき財源3千288万5千円を控除した実質収支の額は、1億6千802万4千円の黒字決算となりました。

収めたお金は約6万円

町に入ったお金でトップの町税は、町民税や固定資産税など5つに分類され、前年度と比較すると全体で975万1千円減りました。その主なものは固定資産税が4千227万9千円増、特別土地保有税が455万5千円の減、町民税が4千516万7千円の減。

次に多い地方交付税は、全国の市町村が等しく一定の基準で行政がおこなえるように、国が国税の一部を支出するお金です。昨年度より1億4千537万円減りました。

町税のうち、直接皆さんから納められたお金を3月末の人口8536人で割ると、ひとりあたり約6万700円になります。

まちの家計簿

歳入(入ったお金) **43億1千525万4千円**

歳出(使ったお金) **41億1千434万5千円**

ひとりあたり **約48万2千円**を使いました。

多賀町の文化財

センター通信

http://www.biwa.ne.jp/~taga-mus/akebono/bunkazai/
有線●2-0348 電話●48-0348
E-mail bunkazai@tagatown.jp



『よみがえる敏満寺』が 開催されました！

11月16日に、敏満寺遺跡石仏谷の現地説明会と小和田哲男氏（静岡大学教授）による講演会などが開催されました。

当日は天候にも恵まれ、県内外から多数ご参加いただきました。午前中の現地説明会では、歴史好きな参加者が石仏谷や敏満寺城の説明に

耳を傾けていました。また、遺跡への誘導や敏満寺の歴史や敏満寺城の説明などについて敏満寺区と敏満寺史跡文化保存会の方々に協力いただきました。午後からの講演会・シンポジウムは、敏満寺の城郭施設を中心としたお話・討論で、長時間にもかかわらず多数の参加者が話に聞き入っておられました。午前・午後を通して一日「敏満寺デー」となりましたが、有意義な時間を過ごしていただけたのではないのでしょうか。

多賀町教育委員会では、地元のご協力のもと、敏満寺遺跡石仏谷の史跡整備を進めています。その関係で前年度は「敏満寺座談会」を開催し、今回は講演会・シンポジウムを開催しました。このような機会を通して、広く皆さんに敏満寺というお寺の謎について思いをはせていただけたらうれしく思います。今年度から、石仏谷の当時の様相を知るために発掘調査を実施する予定です。成果が上がりましたら皆さんにお知らせしたいと思います。

MUSEUM 多賀の自然と文化の館 情報BOX INFORMATION

多賀の自然と文化の館（多賀町立博物館）
有線●2-2077 電話●48-2077 ファクシミリ●48-8055
休館日●毎週月・火曜日、祝日の翌日
ホームページ <http://www.tagatown.jp/akebono/>
E-mail taga-mus@mx.biwa.ne.jp

第2回 実験室講座

「身近な放射能」

放射能と聞くと怖い感じがしますが、自然界の中にはわずかに放射性物質（放射能を持った物質）が含まれていて私たちは日常的にそれらの物質が出す放射線をうけています。その存在を確認してみます。

日時 平成16年1月24日
13時30分～16時

場所 多賀の自然と文化の館（実験室）
参加費 無料
対象 小学生以上（3年生以下は保護者同伴）

5歳児絵画展

町内の保育園・幼稚園の5歳児さんによる絵画を展示します。

会期 12月27日(土)まで
会場 あけぼのパーク多賀1階ホール

おはなしのじかん

絵本や紙芝居を読みます。お話の世界を楽しんでください。

日時 12月27日(土)、平成16年1月10日
(土) 15時～

場所 絵本コーナー

新年賀状展

多賀大社と共催の巡回年賀状展を開

護者同伴)

申し込み 平成16年1月10日(土) 9時から(定員20人)博物館までお申し込みください。(電話・FAX可)



▲11月22日実験室講座のようす「砂鉄から鉄をつくろう」

催します。

会期 平成16年1月8日(木)～同18日(日)
場所 あけぼのパーク多賀1階ホール

映画会

日時 平成16年1月17日(土) 15時～
場所 あけぼのパーク多賀 2階大会議室

作品 「ダンボ」(ディズニー)

サーカスに生まれた赤ちゃんのダンボ。あまりにも大きな耳をしていたダンボは、サーカスで芸をさせても失敗ばかり。みんなから仲間はずれにされて、すっかりしよげこんでしまっていたのですが…

あけぼのパーク多賀から お知らせ

本年も、あけぼのパーク多賀（博物館・図書館・文化財センター）をご利用いただき、ありがとうございました。

あけぼのパーク多賀（博物館・図書館）は、12月29日から平成16年1月3日まで休館とさせていただきます。よろしくお願いたします。

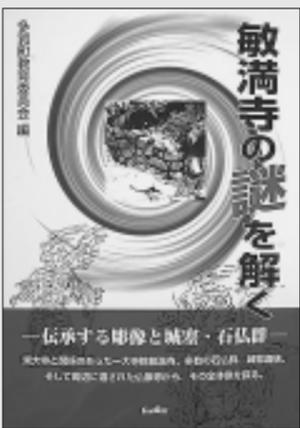
1月							2月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3	1	2	3	4	5	6	7
4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14
11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21
18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28
25	26	27	28	29	30	31	29						

…休館日

「敏満寺座談会」の本が 刊行されました！

昨年11月にあけぼのパーク多賀で開催しました「敏満寺座談会」の記録と各分野の専門家の研究報告を収めた『敏満寺の謎を解く―伝承する彫刻と城塞・石仏群―』が刊行されました。敏満寺は、過去の発掘調査によって城郭施設や手工業施設などが発見されており、日本の中世史を考える上で重要な地域であることが認識されつつあります。当地域は「中世」を体感できる貴重な地域であると言えるでしょう。

「敏満寺座談会」では、最新の研究成果をもとに研究者たちが敏満寺の謎に迫るべく討論され、敏満寺の謎と重要性を再認識することができました。さらに、今回取られた各分野の成果報告によって敏満寺の謎を探求できるのではないのでしょうか。



「敏満寺の謎を解く」

伝承する彫刻と城塞・石仏群
多賀町教育委員会編 発行/サンライズ出版
定価1,470円(本体1,400円)
※お近くの書店または、多賀町立博物館で販売中。

わくわく
すぽーつランド

お問い合わせ先
多賀町B&G海洋センター
有線●2-1625 電話●48-1625 ファクシミリ●48-1884
E-mail bg@tagatown.jp

年を重ねるごとに「運動不足だなぁ」「と感じることが多くなってきましたか?」普段の何気ない背伸び、階段の上り下りなどの動作で「アッ!」と気づくことがあります。右手を上から、左手を下から背中にもわして両手の指をタッチできますか? 左右逆はどうでしょう。また、長座姿勢で足の指にタッチできますか? かなり離れていれば要注意。これらは加齢により筋肉が衰え、筋力や柔軟性が低下し、関節の可動範囲が狭くなるのが原因で起こるものです。予防策として、各部のストレッチや、また、チューブやタオルを使用している軽いトレーニングで肩やひざ、その他の動きにくくなった関節を動かし、筋肉をほぐしていくと良いでしょう。

犬上田園マラソン大会結果

11月23日、豊郷町(豊栄のさと)を主会場に、甲良町、豊郷町周回コースで第22回犬上田園マラソン大会が開催され、多賀町からも一般の参加者をはじめ、スポーツ少年団の皆さんも一生懸命ゴールをめざしてがんばりました。



3km女子2位の
東岸文香さん



3kmを車イスで
みごと走走!



1位に輝いた
北川友香さん

た。走り終わった後は、おいしい豚汁がふるまわれました。

大会結果

☆3km 小学生 男子	優勝 藤田 大貴(彦根市)	2位 高橋 優希(甲良町)	3位 伊藤 拓三(豊郷町)
☆3km 小学生 女子	優勝 北川 友香(多賀町)	2位 東岸 文香(多賀町)	3位 富永 真衣(近江八幡市)
☆5km 中高一 男子	優勝 川嶋 伸悟(甲良町)	2位 福原 勉(彦根市)	3位 藤田 真也(彦根市)
☆5km 中高一 女子	優勝 中嶋 芳子(豊郷町)	2位 奥澤久美子(長浜市)	3位 中高一 一般 女子
☆10km 中高一 男子	優勝 松田 逸朗(長浜市)	2位 杉本 明弘(東浅井郡)	3位 国友 芳春(長浜市)
☆10km 中高一 女子	優勝 木村 早苗(彦根市)	2位 中高一 一般 女子	優勝 木村 早苗(彦根市)

輝け!公民館 地域で愛される公民館 分館をめざして

多賀町公民館分館長連絡協議会 第51回近畿公民館大会に参加

11月6日、第51回近畿公民館大会に多賀町公民館分館長連絡協議会から6人の公民館分館長と2人の社会教育委員が参加しました。

生涯学習社会の実現に向け、地域のごまざまな実践活動の場として、また、身近な生涯学習の場として公民館に大きな期待が寄せられています。

市町村合併・少子高齢化の進展、完全学校週5日制など、今日の状況をふまえ、「地域の教育力の向上」と地域住民に愛され、支えられる「まちづくり」が求められています。

多賀町の参加者は、第5分科会「青少年の育成と地域活動の推進」部会(提案者:兵庫県村岡町)に参加し、地域で青少年を豊かに育むための公民館活動のあり方について議論されました。村岡町からは、さまざま取り組みが行われている中で中学生をはじめとする青少年の参加が少ないことが課題として挙げられていました。多賀町の参加者からは、「多賀座」に参加する青少年の様子や、多賀町公民館分館



これからの公民館について協議する多賀町からの参加者

で行われた「子ども縁日事業」について情報交換がなされ、近畿でアピールすることができました。

青少年部会の活動について

青少年部会では、子どもたちがより健全な大人へと成長していただけることを願って活動を進めています。主な活動状況を紹介します。

5・6年生の集い(8月10日)

多賀小と大滝小の交流を目的とした「5・6年生の集い」を高取山ふれあい公園で実施しました。参加した18人の子どもたちは野外クッキングを自分たちの手でつくり、またフィールドビンゴなどのネイチャーゲームを通じて、楽しみながら自然観察をし、自然の不思議さを十分に体験しました。

中学生広場(8月31日)

中学生が日々感じていることを発表する、第6回中学生広場「私の思い2003」が長浜市民会館で開かれました。「私の夢」「平和な世界をめざして」など堂々と自分の思いを述べました。

通学合宿(10月23日~同25日)

通学合宿とは通学をしながら合宿を

体指のかわらばん 巡回ニュースポーツデー

11月15日、勤労者体育センターで、バンブーダンス・キャッチングゲーム・イック・キンボール・ドッチビーを行いました。おなじみとなった各種ニュースポーツで大いに盛り上がりました。



第32回犬上郡家庭婦人バレーボール大会

11月9日、甲良中学校体育で犬上郡の6チームが熱戦を繰り広げました。

多賀町からは、中川原チームとエンジェルチームが出場し、決勝戦ではエンジェルチームが豊郷のソレイユチームと対戦、1セット決目を制したものの、惜しくもセットカウント2対1で敗れてしまい、2位となりました。

エンジェル (多賀)	1	(21 - 19)	2	ソレイユ (豊郷)
		(15 - 21)		
		(10 - 21)		

いっせー

多賀町青少年育成町民会議

多賀町青少年育成町民会議

青少年部会長 吉田久治郎

青少年部会の活動について

青少年部会では、子どもたちがより健全な大人へと成長していただけることを願って活動を進めています。主な活動状況を紹介します。

5・6年生の集い(8月10日)

多賀小と大滝小の交流を目的とした「5・6年生の集い」を高取山ふれあい公園で実施しました。参加した18人の子どもたちは野外クッキングを自分たちの手でつくり、またフィールドビンゴなどのネイチャーゲームを通じて、楽しみながら自然観察をし、自然の不思議さを十分に体験しました。

中学生広場(8月31日)

中学生が日々感じていることを発表する、第6回中学生広場「私の思い2003」が長浜市民会館で開かれました。「私の夢」「平和な世界をめざして」など堂々と自分の思いを述べました。

通学合宿(10月23日~同25日)

通学合宿とは通学をしながら合宿を

し、集団生活をする中で協調性と自主性を養うことをねらいとしたものです。多賀小・大滝小の3年から6年生まで27人の児童が中央公民館での合宿に参加してくれました。

「あいさつをしっかりしよう」「集団の決りを守る」と一生懸命にがんばっている様子や、みんなと一緒に食事をするなかで、「新しい友達ができてうれしい」など、有意義な合宿であった様子が子どもたちの書いた日記からもうかがうことができました。

第35回多賀町青少年育成大会(11月23日)

「たくましく伸びよう伸ばそう多賀の子」を大会スローガンのもと、大滝小、多賀小、多賀中の代表児童・生徒による青年の主張発表が多賀町中央公民館でありました。

続いて関西テレビのアナウンサーとしておなじみの山本浩之さんに「いま、守らなければいけないもの」と題してご講演をいただきました。



人権の詩

町民のつどいが 開催されました！

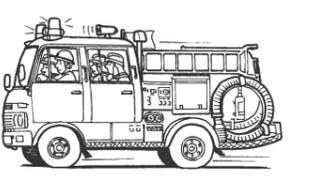
11月30日、多賀町中央公民館におきまして町民のつどいが開催されました。
今回のつどいは、徳島県芝原から箱廻しを復活させる会の皆さんに「春よこいー箱廻し」三番舞・えびす舞に思いをのせて」という演題で箱廻しをしていただきました。
「箱廻しのせいで差別される」という意識から、被差別部落から消えかかった伝統文化をみごと復活させた芝原生活文化研究所の皆さん。同和問題・人権問題の啓発だけでなく、伝統文化の発信にも力を注いでおられます。
参加された皆さんも、えびっさんの福をしっかりと分けてもらうことができました。



「人権尊重のまち」町民のつどい

消防

犬上分署・多賀町消防団



石油ストーブなどの安全な取り扱い

寒い季節を迎え、ご家庭や職場で石油ストーブ等の暖房器具を使用される機会も多くなってきました。皆さんの自宅では、どのような暖房器具を使われていますか。暖房器具と言ってもストーブ・ファンヒーター・こたつ等があり、また熱源も灯油、ガス、電気とさまざまあります。

灯油・ガス・電気を使用した暖房器具の注意点

- ①灯油を使用した暖房器具 石油ストーブ・石油ファンヒーターは、持ち運びや操作方法が簡単で多くの家庭や職場等で使用され、使いやすい反面、ちょっとした不注意による出火がみられます。給油時や移動時は必ず火を消しましょう。火を消さずに給油すると、灯油をこぼしたり入れすぎたりして、あふれた灯油に引火する恐れがあります。カートリッジタンクに給油する場合、ふたが十分に締まっておらずふたがはずれ、こぼれた灯油に引火するといった危険があります。
- ②ガスを使用した暖房器具 ガスを使用

平成15年度 防火標語 その油断火から炎へ災いへ

- ストーブ等の暖房器具を洗濯物等の乾燥に使用しないこと。
 - 暖房器具の周囲には燃えやすい物を置かない。
 - 子どもの火遊びや、火傷にも注意すること。
- 暖房器具からの出火のほとんどが取扱い上の不注意によるものです。暖房器具を使用される時は注意点を忘れずに日ごろから火災予防に努めていただきたいと思えます。

平成16年 滋賀県「はたちの献血」キャンペーン

輸血用血液製剤（赤血球や血小板等）や血漿分画製剤（アルブミン製剤やグロブリン製剤等）を含むすべての血液製剤を県民の献血により確保することをめざし、成人式を迎える「はたち」の若者を中心として、広く県民の皆さまに献血思想の普及啓発を図り、とくに成分献血、400ml献血への理解と協力を求めることにより、冬季に減少する献血者を確保するために「はたちの献血」キャンペーンを平成16年1月1日から2月29日までの2カ月間実施します。
献血には、200ml献血、400ml献血および成分献血の3種類の方法があります。200ml献血は16歳から、400ml献血および成分献血は18歳から可能です。
献血された血液は、輸血用血液として、血漿分画製剤として、多くの患者さんに有効に利用されています。
血液製剤は有効期限が他の医薬品に比べて短く、中には採血後72時間という製剤もあるため、毎日一定量の献血が必要となります。
滋賀県では、1日当たり全血（200ml献血、400ml献血）献血者が約150人、成分献血者が約60人必要です。
また、若年層の献血者が年々減少している状況です。若年層の方々は、これからの献血の基盤となっていたただけに、この状況は将来に不安を残すものです。
成人式を迎えるこの時期に、若い方に、ぜひ、献血の必要性を理解いただき、献血にご協力をお願いします。
滋賀県赤十字血液センターでの献血は、土曜・日曜日も可能です。（祝日は休み）

【受付時間】

- ▼成分献血 8時30分～11時、13時～16時
- ▼全血献血 8時30分～12時、13時～16時30分

詳しくは、滋賀県赤十字血液センター
フリーダイヤル0120-3338-9006
へお尋ねください。

こんにちは!

保健師です
福祉保健課(有)2-2021 (電)48-8115
E-mail hoken@tagatown.jp

知恵袋 血圧ってなんだよな...

健診で「血圧が高いですよ」と言われたことはありませんか。普段よく耳にする血圧ですが実際のところどういうことと思われる方は多いと思います。
簡単に血圧とは何かというと、心臓が血液を全身に送り出すときに血管の中に加わる圧力のことです。心臓が血液を押し出す時の圧力が最大血圧で、心臓が元に戻った時の圧力が最小血圧です。基準値は139/89mmHg以下で、160/95mmHg以上が高血圧となります。
では、血圧が高くなるとなぜ悪いのでしょうか？血管に加わる力が強くなれば血管を傷つけ、血管は硬くなり弾力がなくなります（動脈硬化）。その結果脳卒中や心筋梗塞を引き起こす原因となります。

因となります。そして心臓病になる危険もあります。
血圧を上げないためには日々の生活習慣に注意することが大切です。果物や野菜を多くとり、塩分やお酒は控えめにしましょう。また、睡眠は十分にとり、適度な運動を心掛けましょう。健康管理の一環として、血圧を測る習慣をつけられてはいかがですか。病院などでは高く出る傾向があるので、自宅でゆっくりしているときに測るとよいでしょう。それでも高い場合は医師に相談されることをお勧めします。
多賀町では、月1回すこやか相談を実施しています。血圧測定、尿検査、体脂肪測定を無料で実施しています。
次回、平成16年1月13日10時から11時まで、ふれあいの郷で行っています。ぜひご利用ください。

骨こつセミナー

「骨粗しょう症」は、文字通り骨の内部が粗く、鬆が入ったような病気です。
人口の高齢化に伴って注目されてきた病気ですが、若い世代にも予備軍が増えています。ご自身の生活を点検していただくことにより予防できます。
また、骨粗しょう症予防=生活習慣病予防につながります。
そこで、住民の皆さんに広く健康づくりに役立てていただきたくセミナーを開催します。

日 時■平成16年1月14日(水) 9時30分～12時
場 所■総合福祉保健センター ふれあいの郷
内 容■食事と骨粗しょう症予防
持ち物■エプロン、三角巾(手拭い)、タオル、筆記用具
※なお、準備の都合がありますので、開講日の2週間前までにお申し込みください。
問い合わせ■福祉保健課 (有)2-2021 (電)48-8115

数料等の取扱い(その5)・町名、字名の取扱い・各種事務事業の取扱い(その7)(その8)が確認されました。確認された内容(抜粋)は下記の通りです。

第15回彦根市・豊郷町・甲良町・多賀町合併協議会が11月26日豊郷町隣保館で開催され、財産の取扱い・地方税の取扱い・一部事務組合等の取扱い・使用料、手

項目	現況				確認された内容
	彦根市	豊郷町	甲良町	多賀町	
個人住民税均等割	税率 2,500円/年 (標準税率)	税率 2,000円/年 (標準税率)	税率 2,000円/年 (標準税率)	税率 2,000円/年 (標準税率)	平成16年度、平成17年度は現行どおりとし、平成18年度標準税率を採用する。
所得割	税率 標準税率 非課税基準 350,000円	税率 標準税率 非課税基準 350,000円	税率 標準税率 非課税基準 350,000円	税率 標準税率 非課税基準 350,000円	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
固定資産税 納税義務者	固定資産(土地・家屋・償却資産)の所有者	固定資産(土地・家屋・償却資産)の所有者	固定資産(土地・家屋・償却資産)の所有者	固定資産(土地・家屋・償却資産)の所有者	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
税率	1.4%(標準税率)	1.4%(標準税率)	1.4%(標準税率)	1.4%(標準税率)	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
都市計画税 市街化区域 納税義務者	有 都市計画区域のうち市街化区域内に所在する土地及び家屋の所有者	なし	なし	なし	彦根市の制度を新市に引き継ぐ。ただし、多賀町の市街化区域の土地及び家屋については、平成16年度、平成17年度は現行どおりとし、平成18年度～平成20年度までは課税免除とする。
税率	0.20%	なし	なし	なし	
防犯灯設置事業	自治会が設置する防犯灯新設補助 共架式蛍光灯(1灯式)8千円以内、共架式蛍光灯(2灯式)水銀灯12千円以内、ポール式30千円以内	各字管理防犯灯設置補助 ・上限、ポール有70千円/基 ・電柱架用30千円/基 ・老朽器具取替5千円/基	なし	防犯灯設置補助金 集落内に新設の場合10千円以内/基	彦根市の制度を基本的に限度額、補助金等を検討する。
ごみの分別	4種8分類	4種15分類	4種12分類	4種16分類	各市町の制度を新市に引き継ぐ。(新広域廃棄物処理施設の設置時に統一する。)
燃やせるごみ	○燃やせるごみ 生ごみ・小枝(木くず)・衣類・紙くず・紙おむつ(汚物を除く)・紙類	○燃やせるごみ 生ごみ・紙くず・プラスチック類・ナイロン類・衣類・木・竹類	○燃やせるごみ 生ごみ・紙くず・プラスチック類・ナイロン類	○燃やせるごみ 生ごみ・紙くず・プラスチック類・ナイロン類	
燃やせないごみ	○プラスチック類 ○陶器類・その他 板ガラス・食器・蛍光灯・革製品・せともの・ゴム製品 ○使用済み乾電池	○燃やせないごみ 燃やせるごみ、資源ごみに出せないもの、ゴム類	○燃やせないごみ 燃やせるごみ、資源ごみに出せないもの、ゴム類	○燃やせないごみ 燃やせるごみ、資源ごみに出せないもの、ゴム類	
路線バス対策	路線バス運行維持 廃止路線代替バス運行 路線数9路線 ・運行費補助 ・特別運行費補助 ・車輛購入費補助 ・初度経費補助 彦根市路線バス検討委員会の設置	なし	路線バス運行維持 廃止路線代替バス運行 路線数1路線 ・運行費補助 ・車輛購入費補助	路線バス運行維持 廃止路線代替バス運行 路線数2路線 ・運行費補助 ・車輛購入費補助 ・初度経費補助	彦根市、甲良町、多賀町の制度を基本的に新市に引き継ぐ。路線バス検討委員会については、彦根市の制度を新市に引き継ぐ。

町名・字名の取扱いについては

- 彦根市の「町」および「丁目」ならびに豊郷町、甲良町、多賀町の「大字」の区域は、従前のとおりとする。
- 彦根市の「町名」および「丁目の名称」は、現行のとおりとする。
- 豊郷町、甲良町および多賀町の彦根市に続く「町名」については、合併時に「大字」の字句を削除し、従前の大字名の前にそれぞれ合併前の町名を付けたものとする。と確認されました。

芹谷ダム
建設事業に関する
基本協定を締結

当町の水谷地先に、滋賀県が計画している芹谷ダムの建設事業に関する基本協定調印式が、10月24日に滋賀県庁で行われました。

調印式では、國松義次滋賀県知事と芹谷・栗栖・彦根市菅尾地区ダム対策委員長、立会人として中島一彦根市長と夏原寛多賀町長が、基本協定書に署名しました。

芹谷ダム建設事業は、芹川の治水対策の一環として、昭和38年に当町でのダム建設を発表されて以来、数回にわたりダムの位置が変更され、近年まで栗栖地先に建設する計画で進められてきました。

しかし、「河川法の改正」や「全国的なダム事業のあり方」などの理由から、平成14年にダムの位置は栗栖地先から水谷地先に、形式も洪水調節時以外は水を貯めない「河床穴あきダム」に、水は芹川本流から導水トンネルでダムの湛水区域まで引き込む計画に、ダムの名称も調印式を機会に、「栗栖ダム」から「芹谷ダム」に変更されました。

- 1. 事業施行上の基本理念**
地権者の立場を尊重し、相互が誠意をもって協議交渉する。
- 2. 損失補償の基本的な考え方**
損失補償については、地域の実態を的確に把握して適正に行う。
- 3. 事業に伴う被害の防止等**
事業の施工中の騒音、散塵および水質の汚濁の防止に努める。
- 4. 工事の着工**
損失補償基準の締結なくしては、ダム本体工事およびこれに付帯する工事に着手しない。
- 5. 立会人の義務**
相互が協定を忠実に履行し、事業が円滑に推進できるよう努める。

ダム対策課
☎2-3743 (電)48-8119
E-mail dam@tagatown.jp



◀河床穴あきダムの模式図とイメージ写真



大滝小学校・多賀小学校で 文化の祭典開催

教育委員会学校教育課
 02-3741 48-8123
 E-mail g-ed@tagatown.jp

11月26日、両小学校で文化の祭典が「多賀つ子フェスタ（多賀小）」「大滝小祭り（大滝小）」と題して、開催されました。

大滝小祭り（写真上段）

各学年別に木の葉を使ったゲームコーナーやお化け屋敷といった趣向を凝らした内容で、保護者、祖父母や近隣の保育園児を招待し実施されました。

多賀つ子フェスタ（写真下段）

オープニングセレモニーで1、2年生による歌が始まり、あとは各学年に分かれ、昔の遊びやゲーム、福祉体験に関することや田んぼの学校を通じてお米に関することを体験するなど、保護者の方にも参加していただき、総合的な学習の時間を発表を行いました。



「おばけやしき」 世界最高の恐怖があじわえる!?（大滝小5年生）



「頭と体操のおもしろ広場」で遊ぶ児童（大滝小4年生）



大滝小祭りの様子。体育館にて保護者、祖父母との会食のひとつ



「やさしい町「多賀」」コーナーで、車イス体験やバリアフリーの場所紹介を行う児童（多賀小4年生）



「イネを使った道具・米にかかわる行事」コーナーでわら細工を作る児童（多賀小5年生）



オープニングセレモニーの様子。歌「みんなあつまれ秋がいっぱい」（多賀小1、2年生）

期間中、交通規制にご注意ください!

歩行者専用
 平成15年12月31日～平成16年1月1日 ……22:00～17:00 A～D・B～C (区間)
 平成16年1月2日～4日 ……9:00～17:00 A～D・B～C (区間)
 平成16年1月10日～12日 ……10:00～15:00 A～E (区間)

一方通行
 平成16年1月1日～3日 ……9:00～17:00



初詣交通規制のお知らせ
 毎年お正月には、大勢の方が県内外から自家用車で多賀大社へ参拝されます。そこで、自家用車の渋滞による交通事故などが多発する恐れがあることから、彦根警察署ではこれらの事故を未然に防止するために、「歩行者用道路」「駐車禁止」「一方通行」などの交通規制を行います。町民の皆さまにはたいへんご不便をおかけしますが、ご協力くださいますようお願いいたします。

とから、彦根警察署ではこれらの事故を未然に防止するために、「歩行者用道路」「駐車禁止」「一方通行」などの交通規制を行います。町民の皆さまにはたいへんご不便をおかけしますが、ご協力くださいますようお願いいたします。

22・0654

時間額	
繊維工業業	695円
窯業・土石製品製造業	773円
鉄鋼業	773円
一般機械器具製造業	773円
電気機械器具製造業	755円
自動車・同付属品製造業	773円
精密機械器具製造業	762円
各種商品小売業	709円
滋賀県最低賃金	651円

滋賀県産別最低賃金改正

経済産業省・滋賀県・多賀町

調査結果は、国や地方公共団体の行政施策の重要な基礎資料として利用されるとともに、企業、大学などの研究資料、小中等学校の教材など、広く利用されているところです。皆さまからご提出していただく調査票については、統計法に基づき調査内容の秘密は厳守されますので、正確なご記入をお願いします。

**製造事業所の皆さん
工業統計調査にご協力を**

経済産業省では、工業統計調査を平成15年12月31日現在で実施します。工業統計調査は、製造業を営むすべての事業所を対象として、その活動実態を明らかにすることを目的として調査します。

調査結果は、国や地方公共団体の行政施策の重要な基礎資料として利用されるとともに、企業、大学などの研究資料、小中等学校の教材など、広く利用されているところです。皆さまからご提出していただく調査票については、統計法に基づき調査内容の秘密は厳守されますので、正確なご記入をお願いします。

急病のときは彦根休日急病診療所へ

《内科・小児科》

開設日 日曜・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

時間 10時～17時（受付は16時30分まで）

場所 彦根市平田町670（彦根市福祉保健センター内） 022-1119

診療時間 10時～16時30分

12月29日(月)	長寿歯科医院	彦根市平田町422-13	026-1993
30日(火)	三希子歯科医院	彦根市西今町21-1	026-5069
31日(水)	白石歯科	彦根市野良田町325-5	043-2017
1月1日(木)	野村歯科医院	彦根市原町180-28	026-5183
2日(金)	若松歯科医院	甲良町尼子2021-5	038-4500
3日(土)	むとう歯科医院	彦根市西今町363-5	021-0008

年末年始の休日歯科診療

保健業務

(平成16年1月)

行事名	実施日	受付時間	場所	対象者
すくすく相談	1月27日(火)	10:00～11:00	多賀町総合福祉保健センター	子どもさんの健康、子育てについて等子どもさんに関するご相談を受け付けています。
すこやか相談	1月13日(火)			ご自分の健康について、ご相談になりたい方は、お気軽にご利用ください。血圧測定、尿検査、体脂肪測定も無料でできます。
生き生き相談	1月6日(火)			「最近、物忘れがひどくなったかな?」と不安に思われる方ならどなたでもご相談ください。
介護相談	随時		ふれあいの郷	痴ほうや寝たきり等の方のお世話でお困りの方
乳児健診	3～4ヶ月児(離乳食教室)	13:00～13:15	多賀町総合福祉保健センター	H15年9月生まれの乳児
	9～10ヶ月児	13:15～13:30		H15年3月生まれの乳児
1歳6ヶ月児健診	1月7日(水)	13:00～13:15	ふれあいの郷	H14年6月・7月生まれの幼児
2歳児歯科健診	1月28日(水)	12:50～13:10		H13年12月・H14年1月生まれの幼児
予防注射	三種混合	13:30～14:30	ふれあいの郷	標準的な年齢 生後3ヶ月～90ヶ月 ※就学前で未接種の場合や、不明な点がある場合は、福祉保健課までお問い合わせください。 ※追加の方は、3回目が終わってから1年後です。

☆各健診及び予防接種には必ず母子手帳・予診表(のびっこ手帳は必要事項を記入して)をご持参ください。
 ☆1歳6ヶ月児健診、2歳児歯科健診を受けられる方は、歯ブラシとコップを持ってきてください。
 ☆予防接種を受けられる方は、来所されてから熱をはかり、受付へおいでください。なお、1年以内でひきつけを起こされた方のうち、半年経った方は主治医の許可(必ず母子手帳等に記入してもらってください)があったら受けることができます。
 ☆9～10ヶ月児健診には、お子さんと同居されている**おばあちゃん・おじいちゃん**もぜひおいでください。

★12月27日(土)～平成16年1月5日(月)の間、一般浴室およびトレーニング室は休ませていただきます。

多賀町福祉保健センター ふれあいの郷

トレーニング室からのお知らせ

皆さんの健康づくりを応援するために「ふれあいの郷」では、毎月トレーニング室で健康セミナーを開催しています。12月～1月は運動不足解消教室です。

『春までに運動不足を解消しよう!』をテーマにしています。なお、通常のトレーニング室のご利用には、利用講習会を受講していただく必要があります。

ぜひ、受講していただき健康づくりにお役立てください!

〈運動不足解消教室〉		〈利用講習会〉	
平成16年1月13日(火)	10:30～11:15	平成16年1月13日(火)	13:30～14:30
24日(土)	13:30～14:15	24日(土)	14:30～15:30
24日(土)	18:00～18:45	24日(土)	19:00～20:00

【利用対象者】 18歳以上の方
【利用料】 町内在住・在勤の方 200円
 町外の方 300円
【その他】 運動のできる服装・運動靴・タオルをご準備ください。
【トレーニング室利用時間】

10:00	12:00	13:00	20:30
月～土	●	●	●

1月にトレーニング室が利用できない日
 毎週日曜日、第2・4月曜日、祝祭日、年末年始

おめでた・おくやみ

10月21日～11月20日 届出分【環境生活課】

生まれました

★西澤 颯一 (木曾) 彰 朗
あゆこ

★清水 裕貴 (土田) 克 益
理 香

おくやみ申しあげます

◆土田 源藏 (土田) 78歳
 ◆奥野 菊枝 (川相) 92歳
 ◆安田 文一 (敏満寺) 68歳
 ◆林 よし (敏満寺) 83歳

結婚しました

♥辰野 正明 (多賀)
 田中久美子



たばこを買うときは、地元の小売店で買しましょう。

税の 知ってますか?

こんなこと あんなこと

税務課 有2-2041 (電)48-8113 E-mail zei@tagatown.jp

サラリーマンの確定申告

—平成15年分所得税の申告期間— 平成16年2月16日～3月15日

サラリーマンの所得税は、給与等から源泉徴収されます。しかしサラリーマンでも確定申告をしなければなりません場合があります。

確定申告をしなければならない方

- ◎給与の年収が2千万円を超える方
- ◎給与や退職所得以外の収入金額の合計額が20万円を超える方
- ◎給与を2カ所以上からもらっている方
- ◎災害減免法の適用により、給与の源泉徴収の猶予や還付を受けている方などは、確定申告しなければならないことになっています。

(注)災害減免法とは、地震、火災、風水害などの災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときに所得税の全部または一部を軽減することとした法で、所得税法に定める雑損控除とどちらかを選択することになります。

確定申告で所得税が還付される場合

確定申告をする必要のない給与所得者でも、雑損控除や医療費控除、寄付金控除を受けることができる方、また、今年をはじめ住宅借入金等特別控除を受けようとする方などは、源泉徴収された所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

今月の町税(納期限12月31日) 固定資産税…第3期 国民健康保険税…第8期

70歳になるときは

70歳の誕生日の翌月から医療の受け

お医者さんにかかるとき

医療を受けるときは「保険証」「医療受給者証」「健康手帳」を忘れずに提示してください。

75歳(一定の障害がある場合は65歳)になったら

75歳(一定の障害がある場合は65歳)以上の方は、老人保健で医療を受けます。1割の自己負担になります。一定以上の所得のある方は2割の自己負担となります。

70歳になったら

国民健康保険に加入されている方は、1割の自己負担になります。一定以上の所得がある方は2割の自己負担となります。

新たに「高齢受給者証」が交付されますので、医療を受けるときは保険証と一緒に忘れずに提示してください。

自己負担の割合は

医療費の自己負担は1割になります。ただし、一定以上の所得がある方は2割になります。

所得に応じて自己負担の割合などが決まりますので、忘れずに申しませよう。

入院したときの食事代は、1日当たりの標準負担額を自己負担します。

方が変わります。ただし、月の初日が誕生日の方はその月から変わります。

例)12月1日生まれ：12月から開始
 12月2日～末日生まれ：1月から開始

環境生活課からのお知らせ 有2-2041 有48-8114 E-mail kankyo@tagatown.jp

国保に加入されている方で、70歳になって医療を受けるとき